

バングラデシュ憲法における「国家政策の基本原則」規定

関西大学政策創造学部教授

浅野 宜之

(あさの のりゆき)

1967年生まれ。名古屋大学大学院国際開発研究科修了。大阪大谷大学などを経て現在は関西大学政策創造学部教授。博士(学術)。専門は、アジア法、比較憲法。近年はインドのみならず、ブータン、バングラデシュ、ミャンマーなどの憲法・法制度にも研究対象を拡げている。共著に『インドの憲法』(関西大学出版部)共訳に『独裁者のためのハンドブック』(亜紀書房)。

バングラデシュのみならず、南アジア諸国の憲法には、そのタイトルは多少違えども、いわゆる国家政策の原則に関わる規定が盛り込まれている。たとえば、南アジアにおける大国ともいえるインドでは憲法第4編として「国家政策の指導原則(Directive Principle of State Policy)」が、パキスタン1973年憲法では第2編第2章に「政策の原則(Principles of Policy)」が設けられている。さらに、スリランカ1978年憲法では第6章として「国家政策の原則及び基本的義務(Principles of State Policy and Fundamental Duties)」が設けられており、また、最近制定された憲法を見ても、ブータン2008年憲法では「国家政策の原則(Principles of State Policy)」が第9条に、ネパール2015年憲法では「国家の指導原則、政策及び責務(Directive Principles, Policies and Obligations of the State)」が第4編にそれぞれ盛り込まれている。

いわゆる基本的権利に関わる規定についても、すべての国において規定が設けられていることは政策の原則規定と同じである。ただし、基本的権利に関する規定についてはおおむね各国の憲法で定められている内容に違いがないといえるのに対し、本稿で焦点を当てる政策の原則規定については、それぞれの国における政治状況や社会状況に応じて隣国同士ではありながらも違いがみられる点がある。逆に言えば、政策の原則規定を検討することを通じて、当該国の政治状況や社会状況をうかがい知ることができるということもできる。いずれの国の憲法の概説書や教科書を見ても、基本権規定とは異なり政策の原則規定については、詳細な記述はなされていないことが多く、検討も十分には進められていないように見える¹。このことは南アジアの国々がイギリスの植民地統治を受け、その中で近代法制度を受け継いだ判例法を重視する国であり、したがって判例に載ることが少ない政策の原則規定についての記述がなされないことも致し方のないことと言わざる

¹ たとえば、バングラデシュ憲法の概説書であるIslam(2012)では、基本権に関する記述が272頁にわたるのに対し、政策の基本原則については9ページに留まる。これはインドでも同様で、Singh(2013)によれば、基本権に関する記述が341頁になるのに対し、国家政策の指導原則に関しては21ページのみが割かれている。

をえない。しかし、前述のとおり政策の原則規定は、憲法と社会あるいは憲法と政治との関係をみるための契機となりうるものと考えられることから、比較の視点を持ちつつ検討したいと考える。そこで本稿では、今後法整備支援の対象国として、法制度面でも日本と一層関係を深める可能性があるバングラデシュの憲法を特に取り上げ、隣国インドの憲法との比較を視野に入れながら、その政策の基本原則規定について、概観したい。

1. 政策の原則規定

南アジア諸国の憲法における政策の原則規定は、インド 1950 年憲法における「国家政策の指導原則」規定を嚆矢とすることができる。インド憲法制定にあたり、国民の権利に関する規定については「裁判により強行できる権利」と「裁判により強行できない権利」とに分類され、前者が第 3 編「基本的権利」に含まれる権利とされ、後者が第 4 編「国家政策の指導原則」に含まれる原則規定とされた。この国家政策の指導原則規定が制定されるに際しては、アイルランド 1937 年憲法の「社会政策の原則」規定が参考にされたといわれる。このアイルランド憲法の規定は、共産主義運動の活発化を警戒したカトリック教会が、労働者の待遇を改善することでキリスト教の衰退を防ぐことを目的として発したとされる社会教書の内容を取り入れたものといわれる。したがってその規定は、主に労働者の保護を目的としたものであり、またその特質として裁判による強行がないことが明示されていたことが挙げられるものであった。

しかしインド憲法において国家政策の指導原則として導入されたとき、この編に含められた規定は労働者の保護に留まるものではなく、総則的な規定をはじめ 16 ヶ条にも及ぶものが列挙された。憲法改正により条項の追加がなされて 19 ヶ条となった、現行のインド憲法における「国家政策の指導原則」規定を大別すると、①総合的な政策の原則に関わる規定、②行政機関やこれによる個人の保護に関わる規定、③労働者の保護及びその権利に関わる規定、④社会保障や社会福祉、家族などに関わる規定、⑤環境や史跡などの保護、⑥国際的平和に関わる規定の六分野とすることができる。他の南アジア諸国における憲法の政策の原則規定もおおむねこれらの分類と類似するものが規定されているが、そのほかに国によって独特な規定が設けられるなどしており、その点で政策の原則規定が各国の政治、社会状況を反映したものといえることができるのである。それでは、本稿で取り上げるバングラデシュ憲法の場合はどうか、次項で概要を見ることとしたい。

2. バングラデシュ憲法の概要

1971 年に当時の東パキスタンから分離独立したバングラデシュは、制憲議会での審議を経て 1972 年 11 月に憲法案を可決、同年 12 月 16 日からこれを施行した。この制憲議会は、独立前の 1970 年に選出された国民議会議員及び東ベンガル州議員から構成されたものであった。制定後現在（2017 年 1 月）までに 16 回の改正を経ている。ちなみにその章別編成を挙げると、以下の通りとなる。

第一編：共和国

第二編：国家政策の基本原則

第三編：基本的権利

第四編：行政府

第一章：大統領，第二章：首相及び内閣，第二 A 章：非政党暫定政府，

第三章：地方政府，第四章：軍，第五章：法務総裁

第五編：立法府

第一章：議会，第二章：立法及び財政手続，第三章：命令制定権限，

第六編：司法府

第一章：最高裁判所，第二章：下級裁判所，第三章：行政審判所

第六 A 編（削除）

第七編：選挙

第八編：会計検査院長

第九編：バングラデシュ公務職

第一章：公務，第二章：公務委員会，

第九 A 編：緊急事態規定

第十編：憲法改正

第十一編：雑則

このうち本稿で取り上げる基本原則規定は，第 8 条から第 25 条までの 20 カ条に及ぶ。この第 2 編において規定されている条文は，①国家の運営方針にかかわるもの，②経済体制にかかわるもの，③教育，公衆衛生，労働などにかかわるもの，④その他のものに分類することができる。続いてこの分類にもとづいて条文の内容を概観する。

①国家の運営方針にかかわる規定

まず，第 8 条ではこの編の規定のほか，ナショナリズム，社会主義，民主主義および政教分離主義（セキュラリズム）が基本方針となることを定めている（1 項）。そして，「国家政策の基本原則」規定が，国家政策の策定に当たって基本方針としなければならない経済的，社会的，政治的目標を定めたものということができ，立法や法解釈の際の基準となるとしている（2 項）。また，前述したインド憲法の指導原則規定と同様，司法による強行はなされない。すなわち，この編に含まれる規定の侵害があったとしても，裁判によってその救済を求めることはできないということである。

続く第 9 条は，第 15 次改正までは，「地方政府機関の促進」に関する規定であったが，改正により「ナショナリズム」に関する規定として，「ベンガル人の国家の統合と連帯は，その言語および文化によるアイデンティティにもとづき，独立戦争によるバングラデシュの主権と独立がベンガル・ナショナリズムの基礎となる」と定めている。また，同改正前は第 10 条で「国民生活への女性の参加」として「国民生活のすべての場面において女性の参加を促進する」と規定されていたものが，「社会主義および搾取からの自由」に関する規定として，「公正で平等な社会および人による人の搾取からの自由を達成するために，社会主義的経済システムを設ける」という規定に置き換えられている。「民主主義および

人権」と題された第 11 条の規定は「共和国は、すべてのレベルにおける選出された代表の効果的な参加を進めた、人間の尊厳及び価値並びに基本的人権及び自由が保障される民主政による」というものであるが、このうち「すべての……代表の効果的な参加を進めた」という部分は、第 4 次憲法改正で一度削除されたものの、1991 年の第 12 次改正により再度追加された。また、第 12 条は、「政教分離主義及び信教の自由」と題して、コミュニズム、国による何らかの宗教に対する政治的地位の付与、政治目的のための宗教の濫用、信仰にもとづく差別などをなくすことにより政教分離主義を実現することを規定している。第 41 条において個人における信教の自由については規定しているが、第 12 条は個人における信教の自由を保障するための政教分離主義について定めるものとなっている。これらの国家の運営方針にかかわる原則規定はインド憲法の「国家政策の指導原則」には第 38 条「国民の福祉増進のための国による社会秩序の確保」という規定のほか、第 39 条 c 号で「経済制度の運用は、富と生産手段の集中が公共に害をもたらすことのないようにする」と定めているものが挙げられるが、インド憲法第 4 編ではナショナリズムや民主主義などについて直接的に言及した規定はみられない。

②経済体制にかかわる規定

前に述べたとおり第 10 条において社会主義経済システムについて規定しているが、第 13 条から第 16 条までの 4 ヶ条において経済政策や経済発展にかかわる内容が定められている。

第 13 条は、「所有の原則」として、国の所有、協同組合 (cooperative) の所有、個人の所有のそれぞれについて原則を定めている。まず「生産及び配分的手段及び方法は以下の形態で所有または管理しなければならない」という前提を定めたうえで、国の所有に関しては「その人民を代表して経済の核となるセクターを含む、効率的及び動的な国有化された公共セクターの創設を通じての所有」と規定し (同条 a 号)、協同組合の所有に関しては「法律の定めるかぎりにおいて、その組合員を代表しての協同組合による所有」と規定し (同条 b 号)、個人の所有に関しては「法律の定めるかぎりにおいての個人による所有」と定めている (同条 c 号)。

第 14 条は、「農民、労働者及び後進諸階層の人々のすべての形態の搾取からの解放は、国の根本的責務である」と規定している。インド憲法でもこれに類する規定として、第 46 条「指定カースト、指定部族その他の弱者層に対する教育上及び経済上の利益の促進」というものがある。インドでは保護される対象として、指定カースト、指定部族、その他の弱者層 (weaker sections) が挙げられているのに対し、バングラデシュでは農民、労働者、後進諸階層 (backward sections) が列挙されているところに違いがある。

第 15 条は「基本的必需品の提供」について規定している。まず国の責務として、市民の (生活) 保障という観点から、計画的経済成長の達成にもとづき、生産力の継続的上昇及び人民の生活における物質的並びに文化的水準の改善を達成することが求められている。そのうえで、食糧、衣料、住居、教育及び医療といった基本的ニーズの提供 (同条 a 号)、労働の質と量に鑑みて適切な額による雇用を保証される権利 (同条 b 号)、適切な休憩、レ

クリエーション及び娯楽の権利(同条 c 号), 社会保障, すなわち失業, 疾病, 障害又は寡婦, 孤児若しくは老齢からくる欠乏に対する公的支援への権利(同条 d 号) が列挙されている。インド憲法ではこれと同等の規定として第 41 条があり, その中では「経済力及び経済発展の段階に応じて」と留保をつけながら, 「労働及び教育の権利並びに失業, 老齢, 疾病, 障害又はその他の不当な困窮状態にある者の公的扶助に対する権利」を保障しなければならないことを規定している。教育の権利をこの条項に含めている点はバングラデシュ憲法の規定と異なるが, それ以外はほとんど同じ内容である。

第 16 条では, 「農村開発及び農業改革」というタイトルの下で, 国の責務として農業改革, 農村部における電化, 家内工業の開発, 教育や通信, 公衆衛生などの改善などを通して農村部の劇的変容をもたらし, 都市と農村部との格差をなくすことを挙げている。農村開発と都市部との格差解消とを関連付けて規定されている点が注目される。

③教育, 公衆衛生, 労働などにかかわる規定

第 17 条は「無償の義務教育」として, 次に掲げる目的のための効果的手段をとらなければならない, としたうえで統一的, 大規模, かつ普遍的な教育システムを設け, 法律で定める年齢のすべての子どもに対して無償の義務教育を普及させること(同条 a 号), 社会の要請に応える教育を行い, その対応に関して適切に研修を受け, 動機づけを持つ市民を養成すること(同条 b 号), 及び法律で定める期間に非識字者をなくすこと(同条 c 号)を挙げている。この中でも, 「非識字者をなくすこと」という条項は, 7 歳以上の識字率が 51.8 パーセントにとどまっている状況を反映していると考えられる²。現在バングラデシュでは, 6 歳からの初等教育が義務教育とされている。なお, インド憲法では前述の第 41 条のほか, 教育に関する規定は第 3 編の基本的権利の部分に置かれており, とくにその第 21A 条³で国は 6 歳から 14 歳のすべての子どもに普通教育, 義務教育を行わなければならないことを規定している。

インド憲法第 47 条では「栄養水準及び生活水準の向上並びに公衆衛生の改善に対する国の責務」として, 国はタイトルに挙げられた事項の向上について第一義的な責務を負わなければならないことを規定したうえで, 医療上の目的を除いて健康に害のある酒類や麻薬類の使用を禁止しなければならない旨を定めているが, これと同じ内容の規定がバングラデシュ憲法第 18 条 1 項である。なお, 同条 2 項は「売春及び賭博の防止のために必要な手段をとらなければならない」旨の規定である。第 18 条は「公衆衛生及び倫理」と題されており, 二つの側面が同じ条文で規定されていることが注目される。

第 20 条は「労働の権利及び義務」と題した条文で, まず労働能力がある者にとっては労働の権利及び義務, さらに尊重されるべき事項であるとしたうえで, 「その能力及び労働に応じて賃金が支払われる」という原則に基づくべきであることが定められ(同条 1

² Bangladesh Bureau of Statistics, *Statistical Yearbook Bangladesh 2015*, Statistics and Information Division, Ministry of Planning, 2015.

³ インド憲法第 86 次改正(2002 年)により追加。なお, 2009 年に制定された「無償の義務教育法(The Right of Children to Free and Compulsory Education Act, 2009)」により施行されるかたちとなった。

項)、また、国の努力義務として「一般原則として人々は分不相応な収入を享受すべきではなく、知的又は肉体的などいかなる形態の労働であれ、創造的な努力と人格の完全な表現とするために努めなければならない」と規定している(同条2項)。

④その他の規定

これまでの分類に当たらない条文も設けられている。たとえば、第18A条は「環境及び生物多様性の保護並びに改善」についての規定で、環境の保護や改善とともに、自然資源、生物多様性、湿地、森林及び野生生物を現在並びに未来の市民のために保全、保護することを国が努めなければならないこととして挙げている。この条文は第15次改正により追加されたものであるが、インド憲法でも第48A条として国の努めるべきこととして、環境の保護、改善並びに国内の森林及び野生動物の保護を挙げている。バングラデシュ憲法の規定は、インド憲法のそれに比べて保護すべき対象としてより多くのものを挙げている点が違うが、内容としてはほぼ同じであるといえる。

前述の平等権と関連する規定が、第19条である。国はすべての市民に対して機会の均等を保障しなければならない(1項)と定め、共和国全体を通じて統一的なレベルでの経済発展を達成させるために、人と人との社会的、経済的不平等をなくすこと、または市民間の均等な配分を保障することに努めなければならないことを定めている(2項)。そして、第15次改正により追加された3項では、国民生活のすべての場面において女性の機会及び参加の平等を保障することに努めなければならないことを規定している。これは、元来第10条で独立した規定として設けられていたものを移した規定である。

第21条は、市民および公務員の義務について定めた規定で、その1項では市民の義務として、規律を維持し、公的義務を果たし、公共財を維持するために「憲法及び法令を遵守すること」と定められ、2項では共和国の公務員はすべて人民に奉仕しなければならないことが定められている。憲法遵守義務を公務員のみならず一般市民にも課している点は注目されるべき点であり、さらに、その規定が「国家政策の基本原則」の中に設けられている点も興味深い点である。

第22条は、行政からの司法の独立を規定している。同じ内容の規定は、インド憲法第50条にある。第23条は「国民の文化」と題して、国は人民の文化的伝統及び遺跡を保護し、国語、文字、芸術の促進及び改善を図ることで、すべての部門の人々が国民文化を豊かにするために参加し、寄与する機会を得るための手段をとらなければならない、と規定している。さらに第15次改正により追加された第23A条は、国が部族、少数民族、人種的分派及びコミュニティの独自の地域的文化並びに伝統を保護し、促進するための手段をとらなければならないことを規定し、第24条では国が特に芸術的又は歴史的に重要な又は価値のある遺跡、物品又は場所を損壊、侵害又は除去から保護するための手段をとらなければならないことを定めている。第23条から第24条の規定は文化保存という観点から国の政策について規定しているものであるが、同様の規定はインド憲法でも第49条「国家的に重要である史跡、場所及び物件の保護」として設けられている。ただし、バングラデシュ憲法では文化の保護あるいは少数民族などの文化保護については国家政策の基本原則とし

て、国の政策方針の一つとされているのに対し、インド憲法では国民の義務として、「多面的要素を含んだインド文化の豊かな伝統を尊重し、維持すること」（インド憲法第 51A 条 f 号）と規定されている点に違いがみられる。この他に、バングラデシュ憲法第 23A 条に対応するものとしては、インド憲法では少数者の言語、文字、文化の保護やそのための教育施設の設置・運営に関する条文はあるが、これらは基本的権利の一つとして規定されている（第 29 条及び第 30 条）。

第 25 条は「国際平和、安全及び連帯の促進」という規定で、インド憲法の第 51 条と対応する規定となっている。その内容は、国は国家主権及び平等、他国の国内問題への不干渉、国際紛争の平和的解決及び国際法並びに国連憲章に定められた原理の尊重という原則に基づいて、国際関係を築かなければならないとしたうえで、国際関係における武力行使の禁止や非武装の推進（a 号）、自由な選択による社会、経済、政治体制の決定（b 号）、帝国主義、植民地主義、人種差別主義などへの抵抗と被差別者に対する支援（c 号）などを原理として挙げている。

3. 判例に見る政策の基本原則規定

前述の通り政策の基本原則は裁判により強行されない規定と定められている。しかし、これまでこれらの規定に関連して重要な訴訟が複数提起されている。

(1) 第 2 編の規定の性格についての訴訟

これらの規定の性格について問われた訴訟に注目すべきものがある。アーサウッラー・ケース⁴は、地方政府法の廃止が元来第 9 条として設けられていた地方政府に関する規定に違反するとして訴訟が提起されたものである。本件は、いわば第 2 編の規定の「消極的強行性（negative enforcement）を問うものと位置付けられていたが、裁判所は法改正によって廃止された「ウポジラ・パリシャド（Upazila Parishad）」は第 9 条にいう地方政府に該当しないとして、訴えを退けた。さらに、判決の中でアブドゥル・ジャリル判事が「基本原則規定は拘束力のある規定ではなく、方針を定めたものにすぎない」とするなどして、基本原則規定が裁判により強行されるものではないことを明確にしている⁵。

アーサウッラー判決に対して上訴部に上訴されたのが、クダラト・エ・イラヒケース⁶である。本件判決でも政策の原則規定は（裁判により強行される）法ではなく、あくまでも法の制定において方向性を指し示し、憲法やその他の法律の解釈に当たっての指針となるにすぎず、司法により強行されるものではないという意見が示されている⁷。

⁴ *Ahsaullah v. Bangladesh*, 41 DLR 191.

⁵ Shohag and Asrafuzzaman, (2012). pp.102-103.

⁶ *Kudarat-E-Elahi and others vs. Bangladesh*, 44 DLR (AD) 319.

⁷ *Ibid.* p.346. (Mustafa Kamal 判事)

(2) 教育、保健衛生などに関係する規定関連の訴訟

法及び調停センター（Ain o Salish Kendra : A S K）ケース⁸は、1965年工場法（The Factories Act, 1965）⁹において14歳未満の児童の雇用が禁止されているにもかかわらず、ビーディー¹⁰工場において、健康を害しうるような状態で多数の児童が働かされている状況を複数の新聞が報道したことが契機となった。NGOであるASKなどは、工場法にしたがいビーディー工場において健全で衛生的な状況とするように最高裁高裁部からの指令を求め、令状訴訟を提起した。

裁判所は、国連開発計画の統計などを引いてバングラデシュ国内において多種にわたる職業が児童にとって危険なものであることを確認し、また、ビーディー製造がイギリス統治期に制定された児童雇用法（The Employment of Children Act, 1938）においてさえも12歳未満の児童の就業が禁止¹¹されている業種であることなどを指摘した。さらに、1938年児童雇用法がインドでは1986年児童労働（禁止及び防止）法に置き換えられ、同法では違反者に対しては懲役を含む罰則が定められているのに対し、バングラデシュにはこれほど厳しい罰則がない中で、事業主はほとんど訴追されることがないため罰金を支払うことで済ませてしまう状況があるとしている。また、親が子どもを学校に行かせるよりも働かせることを選ぶ状況については、子どもたちを働きに行かせなくともよいだけの収入を得られるようにするなどして教育を受けさせる動機づけを与える必要があることなどを指摘している。これらのことを指摘したうえで、裁判所は12の点にわたる指令を発しているが、そのなかで憲法第17条に定める義務教育についての規定を現実化する必要がある、単なるリップサービスに終わらせてはならないとし、そのためには、就学児童のいる家庭に対する財政支援や、学用品や給食の給付などを通して実施されなければならないことを示している。

同じく第17条に関わるケースとしては、ウィニレッド・ルビーケース¹²がある。これは、私立学校のための土地収用が「公共の目的」に含まれるか否かが問われた事例である。最高裁高裁部は本件において、「公共の目的」とは憲法第17条で国が全土に統一的な教育制度を敷くように命じていることに基づき解釈すべきであると述べた。しかし最高裁上訴部は「公共の目的」をより狭く解釈し、また、「政策の基本原則規定は法により強行されない」としたうえで、高裁部の判決を棄却した。このケースは、第17条の内容自体よりも最高裁の消極主義的姿勢について議論される際に取り上げられるものとなっている。

また、Shohag and Asrafuzzaman (2012) において紹介されているルビア・ブージャンケー

⁸ *Ain o Salish Kendra and another vs. Bangladesh*, WP No. 1234 of 2004, 63 DLR 95.

⁹ 2006年労働法（The Labour Act, 2006）により廃止されたが、関連条文は引き継がれている。

¹⁰ インド、バングラデシュなどでみられる細巻きの葉巻たばこ。紙巻の物に比べて安価である。

¹¹ 本件で取り上げられたビーディー製造のほか、カーペット製作、マッチや花火の製造、染色加工、皮革のなめし、セメント製造などが挙げられており、いずれも児童の健全な発達を害するものと位置付けられうる。

¹² *Bangladesh vs. Winifred Rubi and others*, 34 DLR (AD) 164.

ス¹³では、ヒ素のない安全な飲料水にアクセスがえられない状況は、憲法第15条及び第18条を読み込んだうえで第31条及び第32条に違反していると判示された。タファズール・イスラム判事はその判決の中で、衛生的環境は健康的な生活に不可欠なものであって、人間的で健康な環境失くして人間が尊厳をもって生きることはできないと述べている。

(3) 25条に関連する訴訟

Karim and Theunissen (2011) に紹介されたケースとして、第25条と慣習国際法（の一部の原則）との関係で取り上げられたサイフル・イスラム判決¹⁴がある。このケースは、インドのアッサム独立主義運動の指導者であるアヌープ・チェティア (Anup Chetia) がダッカで逮捕されたのち、インド当局への引渡し命令について、その差止めを求めた令状訴訟である。原告の主張は次の通りであった。すなわち、チェティアは民族自決権のために活動していたが、民族自決権は慣習国際法において認められた権利であり、バングラデシュ政府はこれにもとづき彼に難民の地位を認めるべきであって、彼を引渡すのは25条に違反するとしたほか、バングラデシュはインドとの間に犯罪人引渡し条約を締結しておらず、その状況において引渡しを行うことは憲法第145条（国による契約などに関する規定）に違反するとしたのである。しかし最高裁判所は、チェティアの活動は「帝国主義、植民地主義および人種差別主義に対する公正な闘争」には当たらないとしたうえで、そもそも民族自決権を求める戦いは帝国主義や植民地主義などに対する戦いには入らないとして、原告の訴えを退けた。また、サリームウッラー判決¹⁵は、1994年に国連がハイチに多国籍軍を派遣した際、バングラデシュ軍をこれに参加させた件についての訴訟であった。原告は、国連による多国籍軍とはいえその実情はアメリカ主導の武力行使であり、憲法第25条1項b号に違反すると主張した。これに対し裁判所は、同条について厳格な解釈を行い、国連憲章第7章の規定とは矛盾しないとし、訴えを退けている。

前述のとおり政策の基本原則規定は第8条において司法により強行されないとされていることから、関連する訴訟の件数は多くなく、また、管見の限りその論点も必ずしも多くない。しかし、ルビア・ブージャン判決にみられるように、公益訴訟 (Public Interest Litigation) において基本原則規定を読み込みつつ基本権の侵害について訴訟を提起するケースもみられることから、第2編の規定が関わる訴訟にも無視できないものがあると考えられる¹⁶。

4. 憲法改正に見る政策の原則規定の扱い

これまでバングラデシュ憲法は16回の改正がなされてきたが、そのうち第2編の規定

¹³ *Rabia Bhujan v. Bangladesh*, 59 DLR 176.

¹⁴ *Saiful Islam v. Bangladesh*, 50 DLR 318.

¹⁵ *Saleemullah v. Bangladesh*, 47 DLR 218.

¹⁶ バングラデシュにおける公益訴訟については、佐藤 (2007) を参照。

に関連する改正は第4次、第5次、第12次及び第15次の改正である。このうち、特に第5次改正と第15次改正に焦点を当てて紹介する。

(1) 憲法第5次改正

初代大統領ムジブル・ラーマン殺害の後、政権を掌握したジアウル・ラーマンが大統領に選出された後に実施した憲法改正で、第4次改正により変更された部分の回復という側面もあったが、第2編の規定に関して注目されるべき点として、政教分離に関する規定についてのものが挙げられる。

第8条1項で、国家における政策の基本的指針として「ナショナリズム、社会主義、民主主義及び政教分離主義」が列挙されていたのに加えて、「全能の神への完全なる信頼と信仰」という文言を記述したことや、同条1A項として「全能のアッラーへの信仰がすべての行動の基礎である」という規定が改正により追加された。

これらの改正は、自らの影響力拡大のために国内のムスリムからの支持を得ようとした、政権担当者の意思が働いたものとされている。しかし、この改正は後の第15次改正によって大きく変化させられることとなる。

(2) 憲法第15次改正

2009年に成立したアワミ連盟政権の下で実施された、2011年の憲法第15次改正の内容は、概ね以下の通りとされる。すなわち、非政党暫定政府制度を廃止し、政党選挙に基づいて政権運営がなされる形となったこと、憲法改正の限界を規定により明示したこと、そして政教分離原則を改めて規定したことである。このうち第2編の規定に関連するのは、とくに第三の点である。

①政教分離原則に関連する改正

具体的には、前述の第8条1項に追加された「全能の神への・・・」という文言が削除されたほか、1A項も本改正により削除されている。また、第12条は政教分離主義に関する規定であるが、前述のとおり本改正により追加されている。

また、第25条2項に定められていた「国はイスラームの連帯を基礎に置いたイスラーム国家間の友愛的関係を保護し、強化することに努めなければならない」という規定が本改正により削除された。これも、政教分離原則の徹底の影響とみることができよう。これは、南アジア諸国における立憲主義についての論文集で、編者のティケカル (Maneesha Tikkar) は、「バングラデシュはいわゆる『イスラーム的政教分離主義』の方向に落ち着こうとしているように見える」と表現していることのあらわれといえよう¹⁷。

②経済・政治体制に関連する改正

政治、経済体制の方針に関する規定にも改正の影響がみられる。たとえば前述の第9条(地方政府に関する規定からナショナリズムに関する規定への変更)、第10条(女性の各部門における参加に関する規定から、社会主義経済体制の堅持及び経済的搾取

¹⁷ Tikkar (2014) p. xxix

の防止に関する規定への変更), 第 19 条 3 項の追加 (女性の参加に関する規定) などはこの例である。

③その他の規定に関連する改正

前述のように, 第 18A 条 (環境及び生物多様性の保護及び改善) や第 23A 条 (少数民族などの文化の保護) の追加も, 本改正によってなされたものである。これらに類する規定はインド憲法など他国の憲法においても規定が設けられているものであるが, 改めて追加されるにいたった背景については今後の検討課題である。

5. まとめ

本稿では, 今後法整備支援の対象国として, また貿易等の取引国として重要な位置を占めると考えられるバングラデシュの憲法について, 政策の基本原則規定に焦点を当てながら, 隣国インドの憲法の類似規定との比較をふまえて概観した。ごく簡単な検討であるが, バングラデシュ憲法における政策の基本原則規定については以下の特徴を挙げることができよう。

まず, インド憲法における国家政策の指導原則規定とは, 司法による強行がなされないと明示されている点, その規定に含まれている内容が概ね重複している点などを, 類似点として挙げる事ができよう。また, 訴訟において取り上げられるとしても, 基本権規定に政策の原則規定の内容を読み込む形で行われることは, 特に公益訴訟の内容などを見る限りインド憲法の例と同じとすることができる。

また, バングラデシュ憲法の改正とそれに伴う政策の基本原則規定の変化から, 基本原則規定が当該改正の実施された時点におけるバングラデシュの政治状況を明らかに示している部分があることが確認された。ムスリムからの支持を強化するためになされた憲法第 5 次改正によるいくつもの変更, あるいは再び政教分離原則を徹底させることにつながる憲法第 15 次改正による政教分離原則に関連する変更などは, その例である。

また, インド憲法などとの比較から興味深い点が指摘できる。政策の基本原則規定は, 元来インド憲法に導入される前はアイルランド 1937 年憲法における社会政策の原則規定であった。したがって, 労働者の保護を主眼に置いた規定であったとすることができる。しかし, インド憲法に導入されるに際しては労働者の保護に留まらず, 経済的体制や保健衛生, 酒類等の販売禁止, 統一民法典の制定, 国際的平和への取り組みなど, 広い範囲での国家政策の方針に関係するものになった。バングラデシュ憲法の規定もインド憲法で規定されている内容のみならず, 政教分離原則というバングラデシュにおいて重視している観念や, ベンガル・ナショナリズムについての規定など, 「裁判によって強行されえない『権利』」という元来のイメージからは離れた内容の規定が多く盛り込まれるにいたっている。このように, 元来の位置づけをさらに換骨奪胎し, 国家政策の方針に関する規定を収まりの良い編に設けたのがバングラデシュ憲法における政策の基本原則規定の位置づけであるといえる。

以上の検討から, バングラデシュ憲法における政策の基本原則規定を通して, バングラ

デシュの政治、社会状況をうかがい知ることができること、そして南アジア諸国の憲法制度における規定の継受と発展の様相を把握しうることなどが提示できる。また、本稿では紙幅の都合上検討できなかったが、同じくイスラームを主要な宗教とするパキスタンの憲法なども比較の対象とすることなど、政策の原則規定について今後検討されるべき課題は多いと考えられる。

参考文献

Islam, Mahmudul, *Constitutional Law of Bangladesh* (Third Edition), Mullick Brothers, 2012, Dhaka.

Karim, Bianca and Tirza Theunissen, “Bangladesh” in Dinah, Shelton (ed.) *International Law and Domestic Legal System: Incorporation, Transformation, and Persuasion*, Oxford University Press, 2011, pp. 98-115.

Singh, Mahendra P., *V. N. Shukla’s Constitution of India* (Twelfth Edition) , Eastern Book Company, 2013, Lucknow.

Shohag, Md. Reajul Hasan and A. B. M. Asrafuzzaman, “Enforcing Socio-Economic Rights Judicially: Experiments in Bangladesh India and South Africa” *Northern University Journal of Law*, Vol. III, pp.87-115, 2012, p.101.

Tikekar, Maneesha (ed.), *Constitutionalism and Democracy in South Asia: Political Developments in India’s Neighbourhood*, Oxford University Press, 2014, New Delhi.

Yeh, Jiunn-Rong and Wen-Chen Chang (eds.), *Asian Courts in Context*, Cambridge University Press, 2015.

孝忠延夫・浅野宜之『インドの憲法—21世紀「国民国家」の将来像』関西大学出版部，2006年

佐藤創「バングラデシュにおける公益訴訟の展開—インド公益訴訟との比較—」『アジア経済』48巻3号，日本貿易振興機構アジア経済研究所，2007年，pp. 2-28.

堀口松城『バングラデシュの歴史』明石書店，2009年